

# 所窓

第 18 号  
題字 村山慶吉  
発行

弁護士法人  
なにわ橋法律事務所  
大阪市北区西天満1丁目2番5号  
大阪JAビル12階

電話 06-6364-0241

津 田 尚 廣  
編 集  
矢 野 智 美



## 出陣学徒の生と死(三)

津田 禎三

### (六) 比島沖海戦と特攻。

昭和一九年一〇月二三日から同月二七日に至る比島(フィリピン)沖海戦で、我が日本の連合艦隊は、戦艦三、航空母艦四、重巡洋艦八、軽巡洋艦四、駆逐艦一一、計三〇隻の艦艇を喪失し、殆んど壊滅状態となりました。やがて同月二五日フィリピンのクラーク基地からの「敷島隊」出撃に始まる合計二、三六七機といわれる「神風特別攻撃隊」の作戦は、戦争終結の

### 日まで続きます。

### (七) アパリ作戦。

「梅」が極秘の作戦命令を受けた昭和二〇年一月の時点では、敗戦色濃厚なはずの戦線でも飛行機の数が極度に減少し、加えて搭乗員は瀕死状態でした。そこで孤立したフィリピンに残留する陸海軍飛行機搭乗員を救出し、次の戦線へ送り込むという作戦がたてられ、その搭乗員達が急遽アパリに集結しました。しかし輸送船を

用いた第一次救出作戦計画は、無残な失敗に終り、我々に課せられたのは第二次作戦で、駆逐艦三隻で夜陰に乗じアパリに突入し、陸海飛行士全員を救出しようというものでした。この作戦命令は、私がそれまで駆逐艦「梅」の航海士として体験したどの作戦とも全く様相を異にし、敵の完全な支配下にある地に突入して救出を遂行するという過酷な内容のものでした。太平洋を遙かに南下し、敵の制空権下にあるバシー海峡を経てアパリに至る道のりは、あまりにも遠くて厳しい。

### (八) 「梅」の出撃。

一月三一日未明、駆逐艦「梅」は静かに錨を揚げました。薄暗がりの岸壁には、司令部付きの将校が何人か見送りに来てくれており、その中には同じ学徒出陣仲間の久保田彌一郎少尉もいました。(彼が航海士として乗り組むべく帰港を待っていた駆逐艦「檜」は、「梅」

### 弁護士法人 なにわ橋法律事務所

- 代表社員 津田 禎三
- 代表社員 津田 尚廣
- 弁護士 新井 教正
- 弁護士 北野 了考
- 弁護士 野中 徹也
- 弁護士 矢野 智美
- 客員 戸根 住夫
- 弁護士 小野 和也
- 事務長 大西 敦子
- 事務員 津田 典子
- 藤井 秀一
- 木村 和由
- 平田 美香
- 柳田 諒子

より一足先の一月七日に沈没しましたが、彼は今も健在です。」左<sup>き</sup>營の軍港を離れるまで、彼等のゆつくりと打ち振る軍帽が小さな円を描いているのを目にし、朝霧のなかで身の引き締まる思いでした。二隻の僚艦が音もなく後に続く。「梅」の艦橋で聞こえるのは、艦長の号令と操舵員の復唱の声だけで、他に口を開くものは誰もいない。艦は針路を南西にとり一路フィリピンへと向う。天気晴朗、浪は高く、台湾の山々は水平線の彼方に消え、単調な航海が続く。航海士の私は、艦位を測定して艦長に報告し、海図に書き込み、僚艦との連絡のため信号兵を指揮する。ほてった頬を潮風が荒々しくなぶって行く。郷里のことが断片的に脳裡をよぎりました。

バシー海峡に入ったのか、舷側に碎ける浪の音が次第に激しくなってきました。随分と時間が経ったが、予定されている味方護

衛機の姿は見えない。そろそろ来なければいけないはずだと見張兵に命じ、味方機の現われそうな方向を特に監視させる。艦は前後左右に大きく揺れ、海水が甲板を勢いよく洗う。そのとき、直ぐ横の見張兵が大声で私に叫びました。「飛行機三機、左、後方！」私は、急いで双眼鏡に眼を当てる。遂に来た！水平線の彼方に、小さな黒い芥子粒が三つ、味方機の来る方角だ。「敵機か味方機か。」「未だわかりません。」三機の飛行機は、ゆつくりと南に向けて我々の艦と併進している。私は急ぎ羅針盤で方位を測定し、艦長に向かって大声で報告しました。「飛行機三機、左何度。距離何疋(キロ)、水平線を南に進んでいます。」「味方護衛機のようにあります。」今にしていうならば、この最後の一言は、不用意に過ぎたと悔んでもなお余りがあります。私は、この一言のため帝国海軍の軍艦を一隻、

むざむざ太平洋の海中に沈めてしまったのではないかと自責の念から逃がれることができませぬ。艦長と航海士とのやりとりは更に続きます。「おう、来たか。」「ハイッ。」艦長は、何時もと変ることなく無言のまま双眼鏡で、じっと飛行機の方角を凝視している。飛行機は艦に近づくこともなく遙か彼方を併進している。それから何どき経つただろうか。水平線上の三機が俄かに方角を変え「梅」に向かって直進して来る。悪魔的な速さでした。飛行機は味方機でなく、敵空軍の俊足ノース・アメリカンだったのです。しかもそれが三機とは！わが方の極秘無電は、敵に完全解読されていたに違いありません。

#### (九) バシー海峡の激戦。

「敵機！総員戦闘配置につけ！」ブザーが艦内に響き渡り、高角砲と機銃群が一斉に火を吹き、激しい戦闘が始まりました。敵機

の放った爆弾は、先頭に行く「梅」の後尾に続けざまに炸裂し、初弾は後甲板を粉砕しました。三機のノース・アメリカンは入れ替り立ち替り、わが方の弾幕を縫い、「梅」に集中攻撃をかけて来ました。「機関部がやられた！」「舵が効かん。」「スクリューも停った！」「梅」の速度は急速に落ち、惰力で必死に旋回を始めました。後は狙い撃ちです。何回目かの波状攻撃の後、遂に敵の爆弾が艦橋附近に炸裂しました。私は足許から突き上げられる激しいショックを下半身に受けて昏倒しました。気が付くと周りは血の海で、操舵員の姿も見張員の姿もない。将校が一人倒れていました。艦長は仁王立ちになって伝声管に向かい怒鳴っていますが、その首筋のあたりには血しぶきが見えました。私は、両脚をやられたらしい。戦闘服が引きちぎったように裂け、両の大腿部から鮮血が吹き出ていました。私は、日本

手拭いを引き裂き、両大腿部をし  
ばり応急の止血処置をし海図台に  
縋って立ち上ろうとしました。そ  
のとき、爆鳴とともに艦が大きく  
傾き、私は再度艦橋に放り投げら  
れました。右脚が折れたようです。

今度こそは立ち上がることもでき  
ませんでした。敵機の攻撃は獲物  
を求めて飽くことがなく、僚艦が  
次の餌食になっていました。高角  
砲の吼え聲も何か虚しいものでし  
た。間もなく衛生兵が大聲で呼び  
ながら駆け上がって来て、私を肩  
に抱きかかえ甲板まで下してくれ  
ました。私はゆっくりと傾いてゆ  
く「梅」の上甲板で、執拗に舞い  
下りては機銃掃射を繰り返す敵の  
機影を半ば放心したように眺めて  
いました。痛みは全く感じない。  
下半身の感覚がない。艦が大きく  
傾き沈み出しました。艦長の命令  
で、積まれていた田材がどつと海  
中に投げ込まれ、二、三〇人の水  
兵がこれをめがけて一斉に海に飛

び込みました。非情な敵機は、円  
材に泳ぎ寄り取りすぎる水兵のむ  
らがりめがけ、ど真中に爆弾を投  
下、大きな水煙りが上り、水兵達  
の姿が視界から消えました。私は、  
重傷を負っているためか、先任将  
校の命令で、残った唯一隻の重要  
機密書類を積み込んだ「カッター」  
(一二本の櫂で漕ぐ海軍の短艇)  
に乗り込むことになりました。

ロープで身体を巻いて吊り降され、  
どうにかカッター後尾(指揮台)  
に坐りはしたものの、浪は高く敵  
機が舞い下りては機銃掃射を浴び  
せてくる。漕ぎ手の呼吸が合わな  
いため一二本の櫂の動きが揃わず、  
カッターは艦の舷側から離れるこ  
とができない。咄嗟に私は、手放  
さずに持っていた指揮棒で、前に  
坐る二人の水兵の頭を交互に勢い  
よく叩き、大聲で喚きました。「櫂  
立て！」一二本の櫂が天空に向  
かって一斉に真直ぐ押し立てられ  
た。「櫂下ろせ！漕げ！」私の号

令に合わせ、二人の漕ぎ手の心  
が一つになりました。こうして私  
は、沈み行く艦から一刻も早く離  
れるべく最後の力を振り絞りました。

#### (十) 「梅」の最後。

出作戦は、またもや失敗に帰した  
わけです。(後日談になりますが、  
実はこれ等飛行機搭乗員は、潜水  
艦による第三次作戦により全員救  
出されました。しかし、彼等の殆  
んどは、太平洋戦争最後の激戦地  
沖繩に特攻として出撃し、その若  
い生命を全うしております。フィ  
リピンが孤立した戦線として生き  
残る可能性もあつた以上、彼等を  
救出したことがえつてその死を  
早める結果を生んだとしかいいよ  
うがありません。)私は僚艦の「楓」  
(駆逐艦)に満身創痍の身体を横  
たえ、深夜高雄に帰投し、直ちに  
高雄海軍病院に送り込まれ傷の手  
当を受け、折れた右脚に応急のギ  
ブスを巻いてもらいました。その  
後、病院船高砂丸で冬の台湾海峡  
を北上し、別府の海軍病院に護送  
されました。

やがて夕陽が西に傾きはじめ、  
敵機は去り、あちこちに「梅」の  
乗組兵が浮遊物に取り縋って泳い  
でいました。沈没を免れた僚艦が  
海上から我々を救出してくれまし  
た。この日の戦闘で駆逐艦「梅」  
は沈没、僚艦一隻は大破、一隻は  
小破。私は僚艦の甲板で身を起こ  
し、うす暗い天空のもと海中に静  
かに姿を没して行く「梅」に敬礼  
し、最後の別れを告げました。涙  
が止まりませんでした。乗組員の  
半数以上は、バシー海峡の藻屑と  
消えたのです。かくて、このあま  
りにも無惨な闘いは終わりました。  
フィリピンのアパリで我々を待ち  
焦れていた飛行機搭乗員は、救出  
艦の姿を遂に見ることもなく、救

「右下腿貫通爆弾々片創、複雑  
骨折、左右大腿盲管爆弾々片創」。  
これがポツダム海軍中尉津田禎三

の傷病名です。今なお、アメリカ製の鉄の破片七個が私の左右大腿に棲みついています。折れた右脚は立派につながってはいるものの、左脚より一程何耗か短かく、それでも戦後の壮年期は何の支障もありませんでした。年とともに膝

関節が変形し、脚の動きにいささかの痛みと不自由を覚えます。しかしそれでも、卒寿の今も壮健で、「生涯現役」の弁護士であり続け、このことを誇りにし、かつ楽しんでおります。

(つだ ていぞう)

## ピアメデイエーションクラブ

津田 尚廣



### 一 Nの話

平成一九年四月、大阪府立T高校に一人の女の子が入学した。彼女をNと呼ぶことにする。Nが入学したT高校は、いわゆる底辺校

で、授業にまったくついていけない生徒が多数おり、そのため、毎年一クラスから二クラス分の生徒が中途退学している。

Nは、人見知りがちなおとなしい女子生徒で、口べたのためクラスの仲間ともほとんどしゃべることとはなく、自分の主張をすることもなかった。Nは、担任のM先生が料理部の顧問であったことから、M先生の薦めにより料理部に入部

した。

ところで、T高校は、Nが入学する二年前から、ピアメデイエーションの取り組みを始めており(具体的内容は後述)、M先生はその取り組みの担当をするように校長から命じられていた。このピアメデイエーションの取り組みとして、学内サークルであるピアメデイエーションクラブ(以下PMクラブという)が設立された。M先生は、強引にNをPMクラブに入部させた。

Nは、PMクラブの活動を続ける中で、次第に人と対話をする能力を身につけ、二年生からは生徒会の役員となり、三年生の時には生徒会の副会長になった。三年生になった彼女は、しっかりと自分の意見を話すようになり、三年生の時の修学旅行では、クラスの子どもらが旅館で言い争いになったとき、彼女が自然なかたちで調停役になり、言い争っている生徒の言い分

をじっくり聴くことによってそのトラブルを解決している。

現在Nは卒業後、専門学校に入学し、そのかたわらピアメデイエーションの普及活動に尽力している。

Nと関わりがあった教師たちは異口同音に彼女の成長に感嘆している。自己主張をまったくすることができなかった子が、生徒会のリーダーとして、一トラブルを解決するまでになったことを称賛している。彼女はピアメデイエーションによって変わったのである。以上の話は、多少の脚色はありつつもほぼ事実である。

二 ピアメデイエーションとは  
ピアメデイエーションとは、一般的に調停と訳されている。調停は、紛争が発生したときに、紛争当事者の間に第三者が入って、両当事者が話し合っって問題を解決する方法をいう。他方、ピアとは同僚や仲間を意味し、したがって、ピア

メデイエーションとは、学校の場合、生徒間のトラブルや争いについて、生徒が間に入ってトラブルを解決する手続をいう。調停者のことをメデイエーターという。職場のトラブルを、職場の同僚が間に入って解決する場合もピアメデイエーションである。

欧米では、ひろく実施されている手法であり、根本的な理念は、過去の紛争について、どちらの当事者が正しかったのかを判断するのではなく、ウイン・ウインの観点から紛争を将来に向かつてどのように解決するのかに重点を置いている。メデイエーターは、当事者の話をしっかりと聴き（アクティヴリスニング）、当事者が主体となって問題解決に向かうようにする。

上記のT高校は、日本ではじめてピアメデイエーションの取組を開始し、来年からは授業に取り入れることになっている。ピアメ

デイエーションは、閉塞した学校環境を打破するモメントを持って

おり今後の展開が期待される。

(つだ なおひろ)

## 改正労働基準法について

新井 教正



の三点です。

二 時間外労働の限度に関する基準の見直しについて

(一) 労働基準法上、労働時間は、一日八時間、一週間四〇時間までと定められており、これを超えて労働させるためには、労使間で、いわゆる三六協定を締結する必要があります。

ただ、三六協定を締結したからといって、無制限に時間外労働が認められるわけではなく、「時間外労働の限度に関する基準」(平成一〇年労働省告示第一五四号)

で定める限度時間の範囲内ですが、

時間外労働をさせることはできません。限度時間を超えて時間外労働をさせるためには、三六協定に特別条項を規定する必要があります。これを特別条項付き三六協定とい

います。  
(二) 改正法では、平成二二年四月一日以降に労使間で特別条項付き三六協定を新たに締結又は更新するにあたっては、

① 限度時間を超える時間外労働にかかる割増賃金を定めることと

② ①の割増賃金率については法定割増賃金率(二五%以上)を超える率とするよう努めること(努力義務)

③ 限度時間を超えて延長できる時間外労働時間を短くするよう努めること(努力義務)

④ 法定割増賃金率の引上げについて

(一) 現行法上、法定割増賃金率は

平成二二年四月一日、改正労働基準法(以下、「改正法」といいます。)が施行されましたので、その概要を紹介します。

### 一 主要な改正点

(一) 時間外労働の限度に関する基準の見直し、

(二) 法定割増賃金率の引上げ、

(三) 単位年次有給休暇

二五%以上とされていますが、改正法では、月六〇時間を超える法定時間外労働についての割増賃金率を五〇%以上とする必要があります。

(二) ただし、「中小企業」については適用が猶予され、改正法施行三年経過後に改めて検討される予定になっています。

なお、「中小企業」とは、後記の表記載の条件を満たす企業であり、当該判断は事業場単位ではなく企業単位で判断されます。

また、業種については日本標準産業分類に従うことになっています。

(三) 当該改正に伴い、「中小企業」以外の企業においては、特別条項付き三六協定の特別条項部分の変更（五〇%以上の割増賃金率の明記）及び就業規則ないし賃金規定中の割増賃金にかかる部分の改定が必要になります。

(四) 労使協定を締結すれば、引上げ

分の割増賃金の代わりに有給休暇を付与（代替休暇）する制度を設けることも可能です。

四 時間単位年次有給休暇について改正法により、労使協定を締結することによって、年五日を限度として、時間単位で年次有給休暇を付与することが可能になりました。

業種	資本金の額 または 出資の総額	または	常時使用する 労働者数
小売業	5000万円以下	または	50人以下
サービス業	5000万円以下	または	100人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
その他	3億円以下	または	300人以下

（あらいのりまさ）  
以上

## 「役員報酬一億円」

北野 了考



一 本年三月三二日、「企業内容等

の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布・施行され、上場株式の発行者は有価証券報告書等において①役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の有無およびその方針がある場合にはその内容等の開示、②取締役、監査役等の役員区分毎の報酬等の総額開示に加え、③個別の役員報酬等の開示が義務づけられました。ご存じの方も多々と思いますが、③については、

報酬等の総額（主要な連結子会社の役員としての報酬等を含む）が一億円以上の者に限られています。金融庁が同府令（案）を発表したのが本年二月中旬で、その一ヶ月半後には施行されており、ずいぶん慌ただしい印象を受けました。なぜ、一億円以上の開示が義務づけられたのか。金融庁の担当者の説明によれば、米国における上場企業約三四〇〇社のCEOの報酬額に関する調査によると、一億円前後に最も多くの企業が分布している状況があること、有価証券報告書が開示された我が国上場企業の取締役の報酬額の平均値が約二五〇〇万円であり、一億円はその四倍の水準となること等を考慮したとのこと。役員報酬の個



り一層高まり、法的な説明義務は認められないとしても（そして、一億円以上の報酬を受領する役員がいない会社であっても）、報酬額が会社や役員の業績に見合った額となっているか、個々の役員に対するインセンティブとして適切か、といった点から役員報酬に關

## 「男性差別」



### 野中 徹也

する質問が増え、会社側としても、株主の理解を得るべく、算定基準のさらなる明確化・透明化を図った上で任意に回答していく姿勢を示さざるを得ないように思います。

以上  
(きたの あきたか)

最近、インターネットや雑誌などで、しばしば「男性差別」という言葉が耳にしますが、皆さんは、この言葉を聞いたことがありますか？言

葉の意味は読んで字のごとくですが、具体例としては、中学校等での丸刈り、客室乗務員や秘書等での就職差別、女子大学はあるが男子大学はないこと、レイディースデイといったものが挙げられています。男女共同参画社会基本法の下、女性を一定数雇用したり管理職に付かせる必要があるため、自分より能力が劣る女性が雇用されたり、昇進したりすると

いう不満を抱く男性もいるようです。これは、男女共同参画を進めるため女性の地位改善と保護をはかるようになった結果、逆差別の発生を疑う向きも生じている現象にほかなりません。つい数年前までは、女性の差別的地位を回復するため、男女平等が叫ばれていたのですが、今では、男性の差別的地位を回復するために、男女平等が叫ばれるようになったのです。このような議論には賛否両論で、男性差別の存在を認めて改善すべきだという人もあれば、男性はこれまで散々優遇されてきたのに何をいうのかという人、男がそんな情けないことを口にするなという人もあります。

実は、このような男性差別というものには、既に、裁判の場で争われるまでになっています。そして、平成二二年五月二七日に、京都地方裁判所において、男性への差別的取扱を違憲であると判断した判決がありました。この裁判例で問題となったのは、業務上の災害により火傷を負った男性が、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」）第一五条第一項に基づき、障害補償給付の請求を行ったところ、行政庁（労働基準監督署長）が、同法施行規則に定める障害等級表に従い、上肢・下肢の醜状障害・露出面以外の醜状障害（準用第一二級）著しい外貌醜状（第一二級の第一三）等を併合し、原告は障害等級第一一級に該当すると認定する旨の処分をしたことを不服として、同処分の取消しを求めた事案です。

この判例を理解するには、前提として、以下の事情を知っておく必要があります。労災保険法施行規則では、労災の後遺症として、著しい外貌醜状が生じた場合（顔面などに人目に付くような火傷の跡が残ったような場合）、女性であれば、障害等級は七級に該当し、男性であれば、原則として一二級に該当すると規定しています。障害等級が七級の場合、



障害が残っている間、毎年、傷害補償給付年金や障害特別年金として、一日分の給料相当額（この計算方法は法令で詳細に定められています。）の二三一日分の金員が被災者に支給されます。障害等級が一二級の場合、傷害補償給付一時金や障害特別一時金として一日分の給料相当額の

が、女性は第七級、男性は第一二級とされ五級もの差を設ける取扱（以下「本件取扱」）がなされていることが、憲法一四一条一項で禁止される「性別」による差別に該当し、憲法に違反するか否かが争点となりました。

はいえなくはないことから、外貌醜状の場合の取扱に格差を設ける理由に根拠がないとはいえないと判示しながらも、前述のような給付金額に大きな格差があることや、障害等級表において鞆丸の喪失（七級一三）を除くと他に性別による差が定められているものはないことなどから、差別的取扱の程度が、理由との関連で、著しく不合理なものであるといわざるをえないと判断し、障害等級表の本件取扱を定める部分は、合理的理由なく性別による差別的取扱をするものとして、憲法一四一条一項に違反するものと判断せざるを得ないと判示したのです。

に答えておらず、この点は、立法や行政に委ねたもので、本年六月一日付の厚生労働省の発表によると、本年度中を目処に障害等級表の本件取扱部分の見直しを図るとのことです。労災保険法施行規則の障害等級表は、交通事故の場合の後遺障害の認定にも使用されているため、この判決が実務に与える影響は大きいと思います。本件は、男性差別に関する事案ですが、逆に、女性は外貌が大切だという単純な旧来の觀念に一石を投ずるものとして、女性差別の撤廃の点からも意義があるのかもしれない。

支給はありません。単純にいうと、仮に、一日一万円の給料の人が労災事故に遭って、著しい外貌醜状が残ると、男性の場合、一五六万円を一時金として支給されるのに対し、女性の場合、毎年、一三一万円を支給されることとなります。顔に同様の傷痕等が残ったとしても、男性と女性というだけで、労災給付の金額の違いは非常に大きなものになるのです。

この点、被告（国）は、労働力調査や国勢調査の結果等から、女性の就労実態として接客等の応接を要する職種への従事割合が男性に比して高いこと、男性に比して自己の外貌等に高い関心を持つ傾向がある女性の方が精神的苦痛の程度が大きいと考えられること、交通事故に関する裁判例等により、外貌醜状により受ける影響について男女間に事実的・実質的な差異があるという社会通念の存在が根拠付けられていることなどを挙げ、本件取扱が違憲ではないと主張していました。しかし裁判所は、外貌醜状障害により受ける影響について男女間に事実的・実質的な差異があるという社会通念があると主張しているという社会通念がある

この判決は、被告（国）側が控訴をしなかったため、既に確定しています。このように、違憲判決が第一審で確定することは極めて異例です。もともと、この判決は、本件取扱が違憲である旨判示したものの、「それでは男性の外貌醜状は障害等級という何級になるのか」という問題

この判例に興味のある方は、裁判所のホームページの判例検索システムで検索していただければ、全文をご覧いただけます。

（のなか てつや）

訴訟では、前記のように労災保険法施行規則において、外貌に著しい醜状を残した場合に認められる等級

は、前記のように労災保険法施行規則において、外貌に著しい醜状を残した場合に認められる等級

は、前記のように労災保険法施行規則において、外貌に著しい醜状を残した場合に認められる等級

# 「仲良し家族」と少年事件

矢野 智美



少年はおらず、ほぼ全員、「けんかはするけど、仲は良い。」と言っていたように思います。

二 もう随分前のことになりましたが、

深夜徘徊や好ましくない大人と交遊を持っていることに原因の一端がある非行をした少年の付添人弁護士に選任されました。当時の私は、そういった背景から、「親子仲が悪いのではないか。」との疑いを持ち、少年に親との仲を尋ねてみると、少年は「けんかはするけど仲は良いと思う。友達みたいな感じ。」と答えました。親御さんに尋ねても同じ答えが返ってきます。「仲が良い」ということの具体的な内容を探ると、小さい頃からよく一緒に外出するとか、食事は一緒にとる等の表面的な部分だけでなく、学習塾や進路の選択にあたって、一緒に塾や学校へ見学に行つて話し合い、親は幼少期から現在に至るまでの子どもとの友人関係もほぼ把握しており、

少年が年頃になって異性と付き合うようになったときにも交際についての悩みを親に相談するような状況でした。「友達みたい」と言っても、親は甘やかしていたわけではなく、口で注意することはもちろん、少年が夜帰宅が遅くなると探しに行き、連れ帰ってきちんと叱っていました。少年事件の大ベテランの弁護士から「問題のない家庭には問題のない子が育ち、問題のある家庭に問題のある子が育つ。その子の問題を見つけることは、家庭の問題を見つけることか。」との話を聞かされていた私は、「仲良し親子」のどこに問題があるのかさっぱり分からず、困りました。

三 注意深く少年の生活歴を本人と保護者から聞き出すと、親子関係に変化が生じる出来事のあることに気付きました。少年の交際相手のうち一人だけ、親御さんが徹底的に交際を反対した相手がいまし

一 久しぶりに昔の友達と会うと、仕事に関する質問を受けることがあります。少し前までは、結婚しているけれども子どもがいない人が大半でしたから、「どういう理由で離婚できるの?」、「ダンナにこんなこと言われたんだけど、離婚したらいくらもらえる?」などと冗談で尋ねられていました(ほぼノロケ話だと思つていますが...)。最近子どもが生まれた人も増えてきたので、少年事件のことについて尋ねられることも増えました。

概ね「どういう少年が非行に走りやすいか?」というような質問です。友達が思う主なものは、「親が離婚している子?」、「勉強がでない子?」、「共働きで構つてもらえない子?」のようですが、私からの答えは、全てノーでもありイエスでもありません。両親が離婚していても、勉強ができる子ども、学校から家に帰ると誰か大人がいるという家庭に育つた子ども、事件を起こす子はいます。さらにいうと、家族も少年も「うちの家族は仲が良い。」と述べるような家庭で育つた少年でも、事件を起こすことがあります。弁護士登録以来三年半ほどの間、二〇件の少年事件を扱いましたが、「家族仲は悪い。」とはっきり言つた

た。素行の良くない相手だったよ  
うで、親御さんは「なぜ反対する  
のか。」ということを懇々と説き、

家に遊びに来た交際相手にも交際  
に反対であることを伝え、交際相  
手の親にまで話をしたそうです。

そこは反抗期真っ只中の少年も負  
けずに言い返していたようですが、  
親御さんも負けません。親子間で  
交際相手のことで口論となり、業  
を煮やした親御さんが言いました。

「もうあんたみたいな子は知らな  
い。勝手にしなさい！」と。勢い

余った少年は、交際相手のところ  
へ行きますが、気持ちが冷めかけ  
ていた頃だったので、すぐに別れ  
て家に帰って来ました。しかし、  
その頃から、親子の気持ちがあ  
まり違いたようです。親御さんの  
方は「こんな心配しているのに、  
なぜ分らないの。」という思い  
が募り、少年は、「こつちのこと  
を分かつともせず、すぐにキレ  
る。結局、親は気に入ることをし

ないと自分を拒否するのだ。」と  
思うようになり、一、二ヶ月のう  
ちに事件に至ったのです。

四 事務所で親御さんと打ち合わせ  
をしたとき、親御さんがたくさん  
のノートを持ってきたので、その

内容を見せてもらいました。親御  
さんは少年が小さい頃から毎日の  
ように日記をつけていたのですが、  
その内容はほぼ少年の成長記録で  
す。親御さんは、私との打ち合わ

せの際に、「正確に話ができるよ  
うに。」と考えて、持つてこれら  
たのでした。「勝手にしなさい。」

と言った日の親子喧嘩の内容も書  
いてありました。親御さんは少年  
に対して、「最近はずぐに反抗す  
る。」という不満を持つておられ  
ました。打ち合わせの中で、私か  
ら親御さんに、「知らない。勝手  
にしなさい。」との言葉が少年に  
重くのしかかっているようだと言  
えると、親御さんは「本心で言う  
はずがないのに。」と絶句され

ました。精緻な日記を読むと、私  
の中で、「親御さんがいつも見守  
り、このように記録していること  
を、少年はどう思っているのだろ  
うか。」という疑問が湧き上がり  
ました。

五 少年に面会したときに日記の話  
をすると、少年は驚き、「何です  
かそれ？知りません。なんでそん  
なの書いてるんやろ？めっちゃ恥  
ずかしー。」と笑いました。そして、

「かつこわるー。」と笑いながら、  
泣きじゃくり始めました。少年は、

これまで注意してきた親御さんの  
本心に初めて気付いたようでした。  
六 「友達のように」仲良しな親子  
だったので、親御さんとしては自  
分の「親として」の指導が伝わっ  
ているのかという点に不安があり、  
少年の方は「子供として」受け入  
れられているかという不安があつ  
たようです。自分の指導が伝わら  
ない苛立ちから出た「勝手にしな  
さい」との親御さんの言葉が、結

果的に双方のそのような不安を極  
限に追い込んでしまつて関係を歪  
めてしまつたように感じました。

日記の話をしたときの少年の泣き  
笑いの様子を親御さんに伝えまし  
た。親御さんは静かに、「今まで

仲良しで何でも話しているという  
思いがあつたけど、一番大切なこ  
とを伝えられていなかったように  
思う。」とおっしゃいました。そ  
の後、親子間で「大切なこと」が

伝わったのか、少年は勉強にアル  
バイトに励み、裁判所も私も、そ  
して少年自身も驚くような速さで

更生していきました。

七 私には、この親御さんのおつ

しゃつた「大切なこと」が何なの  
かは分かりません。きつと、親子  
の数だけ、「大切なこと」がある  
ように思います。それがきちんと  
伝え合えていれば、子どもに「問  
題」は生じないように感じます。  
「どういう子が非行に走るのか？」  
という質問の答えは、永遠に見つ

かりそうもありませんが、大切なことを伝え合えるという意味でのコミュニケーションが取れている家

庭では、「問題のない子が育つ」と感じるこの頃です。

(やの さとみ)

## 年寄りの時流に

### 反する意見にも耳を傾けよ

戸根 住夫



一 近頃の民事裁判実務の教育には、どうもなじめぬ風潮がある。

裁判官在職中こんな体験をした。公正証書に基づく強制執行にかかる請求異議訴訟事件だったが、訴状には、

「本件の公正証書には、『原告

は被告にしかじかの契約に基づく何円、弁済期何年何月何日の金銭債務を負担し、不履行のときは直ちに強制執行に服することを認諾した。』と記載してある。そこで、この証書に基づく強制執行が許されないとの判決を求める。」

とあるだけで、何故そういう判決を求めることができるのか、「原告はそんな契約をしていない」とか「その債務は既に支払済みだ」といった異議事由は、全く記載さ

れていない。変な感じだが、こういう流儀の書き方には有力な味方がいるのだ。司法研修所民事裁判教官室が著した「民事判決起案の手引」という司法修習生座右の書がそれで、債務名義が公正証書のとき請求異議訴訟の判決と訴状で請求原因に異議事由を記載しない模範文例をはっきり示しており、(後に触れる)もつともらしい理由を添えている(同手引一〇訂別冊「事実摘示記載例集」一九頁以下)。しかしなんとも奇怪な見解で、民事執行法三六条一項の文言に矛盾していると思うし、原告がこういう訴状を出して無権代理とか弁済とかの異議事由を意識的に封じておけば、被告はまともに反論するのに窮するが、黙っていると裁判所は、異議事由の存否につき審理、判断をするに由がないけれども、訴状の請求原因には記載漏れがないというのだから、そのまま請求に関する異議を正当として原告を勝訴さ

せたらよいという、不思議な筋書きになりそうだ。私は、もちろん躊躇することなく原告訴訟代理人の若い弁護士に、「異議事由を具体的に主張して下さい。」と釈明を求めたが、司法研修所で優等生だったらしい彼は、げげんな顔をして「その主張は、要らないはずです。」とくつてかかってきた。なりゆきでやむなく私は、「そういう説があることは、重々承知しています。ただし裁判所は、その見解を採っておりません。」と切り返したという経緯である。

私は、この「起案の手引」を拾い読みしただけだが、ほかにもおかしな記述がいくつかあると思う。気付いた誤謬の例は、建物賃貸借契約終了による明渡義務不履行期間中の「賃料額相当の」損害金請求を、「履行遅滞に基づく遅延損害金」という適切かどうかちよつとわかりかねる表現の名目で、「原告が目的物の使用、収益権を有する所有者だ」といった主張